

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第53号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「又は京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例」を削る。

第43条の2第1項第20号を削り、同項第21号を同項第20号とし、同条第5項第7号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)